

辺野古新基地にかかわるサンゴの採捕許可問題での農水大臣の沖縄県への
是正指示に関する国地方係争処理委員会の不当決定に抗議する（談話）

2020年6月22日

安保破棄中央実行委員会

事務局長 東森英男

国地方係争処理委員会(富越和厚委員長)は19日、沖縄防衛局が沖縄県に対して申請し、沖縄県が決定を保留しているサンゴの採捕許可について農林水産大臣が是正の指示を行なったことを違法でないとし、沖縄県の訴えを却下するする不当な決定を行ないました。

これは、辺野古新基地に反対する沖縄県民の意思、海底軟弱地盤による設計変更問題などを無視するとともに、地方自治法で国と対等とされる沖縄県の自治権を蹂躪するものであり、強く抗議します。

決定は、2013年12月に当時の仲井眞沖縄県知事が行なった辺野古埋め立て承認が現在も有効であることを根拠に、沖縄防衛局が2019年に行なったサンゴの採捕許可申請について許可しないのは違法だとし、これへの農水大臣の是正指示は適法だとしています。

しかし、今年4月に沖縄防衛局が沖縄県に提出した辺野古新基地工事の設計変更申請によって工事そのものの可否が問われている中で、サンゴの採捕のみについての結論を出すことは不可能です。また、対象とされる4万群体に上るサンゴの採捕は生物多様性にかかわる前例のないもので許されません。さらに、水産資源保護法に基づき制定された沖縄県魚業調整規則に基づく特別採捕許可事務は沖縄県の事務であり、地方自治法上県の自主性が尊重されるべきです。地方自治を守るべき国地方係争処理委員会がその役割を放棄していることは重大です。

安保破棄中央実行委員会が呼びかけた国地方係争処理委員会に沖縄県の訴えを認めるよう求める団体署名が極めて短期間に約200通も寄せられています。

沖縄県は今後、この決定を違法とする訴えを裁判所に対して起こすものと考えられます。

わたしたちは、コロナ禍の中でますます不要不急性が浮き彫りになっている辺野古新基地建設を中止させるため、沖縄県民との連帯をさらに強めてたたかいを広げる決意です。

以上